

美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設トライアル・サウンディング事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が保有する夏子農林水産物直売・食材供給施設（以下「施設」という。）について、民間事業者から利活用について広く提案を募り、一定の期間において、暫定的に施設を使用（以下「暫定使用」という。）し、提案事業の実現性を検証することにより、施設の利便性向上及び有効活用につなげることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この事業の対象となる施設は、次のとおりとし、この要領とは別に定める募集要項により公表を行うものとする。

- (1) 名称 夏子農林水産物直売・食材供給施設
- (2) 所在地 美馬市脇町字西俣名2585番11

(使用期間)

第3条 暫定使用ができる期間（以下「暫定使用期間」という。）は、1日以上30日以内とする。

(使用の許可)

第4条 暫定使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、暫定使用しようとする日の14日前までに行政財産使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 暫定使用計画書（様式第2号）
- (2) 申請者概要書（個人事業主用）（様式第3号）
- (3) 申請者概要書（法人用）（様式第4号）
- (4) 共同使用者一覧表（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
- (7) 事業の内容がわかるもの（個人事業主の場合）
- (8) 定款の写し又は履歴事項全部証明書（法人の場合）

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、行政財産使用許可書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(対象者の要件)

第5条 暫定使用の対象者は、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人又は個人事業主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する申請者は、対象外とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当するもの
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手

続開始の申立てをしているもの

- (3) 美馬市暴力団排除条例（平成24年美馬市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であるもの又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (4) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）に基づく指名停止措置を受けているもの
- (5) 市税を滞納しているもの
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
（対象事業の要件）

第6条 暫定使用できる事業の内容は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること
- (2) 市の財政負担を伴わないものであること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する内容の事業は、対象外とする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
- (5) 青少年に有害な影響を与える物販又はサービスを提供するもの
- (6) その他市長が不相当と判断するもの
（変更）

第7条 第4条第2項の規定による通知を受けた者（以下「暫定使用者」という。）は、申請内容に変更があったときは、行政財産使用許可事項変更許可申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 第4条第1項に掲げる書類のうち、変更があった書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当であると認めるときは、行政財産使用許可事項変更許可書（様式第9号）により暫定使用者に通知するものとする。

（取消し）

第8条 市長は、暫定使用者が次に掲げる事由に該当することとなったときは、行政財産使用取消通知書（様式第10号）により登録を取り消すものとする。

- (1) 行政財産使用取消届出書（様式第11号）の届出があったとき。
- (2) 暫定使用者が第5条第1項及び第2項の規定による要件を満たさなくなったとき。
- (3) 申請内容を偽って登録していたことが判明したとき。
（報告等）

第9条 暫定使用者は、暫定使用期間が終了したときは、暫定使用実績報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施を証する写真
- (2) その他市長が必要と認める書類
(使用料等)

第10条 施設に係る使用料の納付の時期及び方法、還付、減免、延滞金並びに罰則については、美馬市行政財産使用料条例（平成17年美馬市条例第59号。以下「行政財産使用料条例」という。）に定めるところによる。

2 行政財産使用料条例第6条の規定により使用料の全部又は一部の減額を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、行政財産使用料減免許可書（様式第14号）により暫定使用者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月27日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

美馬市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

行政財産使用許可申請書

次のとおり行政財産の使用許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

使用許可を受けようとする行政財産の表示	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設
	所在地	美馬市脇町字西俣名 2 5 8 5 番 1 1
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用目的及び理由	美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設 トライアル・サウンディング事業に参加するため。	
暫定使用する事業の概要		
備考		

(添付書類)

- (1) 暫定使用計画書 (様式第 2 号)
- (2) 申請者概要書 (個人事業主用) (様式第 3 号)
- (3) 申請者概要書 (法人用) (様式第 4 号)
- (4) 共同使用者一覧表 (様式第 5 号)
- (5) 誓約書 (様式第 6 号)
- (6) 本人確認書類の写し (個人事業主の場合)
- (7) 事業の内容がわかるもの (個人事業主の場合)
- (8) 定款の写し又は履歴事項全部証明書 (法人の場合)

様式第 2 号（第 4 条関係）

暫定使用計画書

事業の名称			
事業の概要	<p>※次の内容を可能な限り具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような事業にチャレンジしようとしているか。 ・どの層をターゲットとしているか。 ・提案事業のどのような部分が施設の利便性向上につながりそうか。 ・物品を販売する場合はその主要品目 		
事業に従事する人数	人	想定する入込客数	人
施設の使用時間帯	時 分から 時 分まで（予定）		
施設に持ち込む 設備・道具等	火気使用の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ）		
事業の実施に 必要な法令上の手続			
備考			

様式第 3 号（第 4 条関係）

申請者概要書（個人事業主用）

氏名		生年月日	
住所	〒		
事業所等の 所在地	〒		
	屋号		
	電話番号		
	メール		
従業員数			
主な事業活動			
暫定使用期間中に 施設で従事する 従業員	関係性	名称	
備考			

様式第 4 号（第 4 条関係）

申請者概要書（法人用）

法人名		
代表者		
法人の所在地	〒	
	電話番号	
	メール	
従業員数		
主な事業活動		
暫定使用期間中に 施設で従事する 従業員	役職	名称
備考		

美馬市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

誓約書

- 1 美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設トライアル・サウンディング事業実施要領の規定を遵守するとともに、提出書類のすべての記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 提案事業の実施により、美馬市又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を負います。
- 3 申請に当たり、次の全ての要件を満たしていることを誓約します。

(対象者の要件) ※実施要領抜粋

第 5 条 暫定使用の対象者は、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人又は個人事業主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する申請者は、対象外とする。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当するもの
 - (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの
 - (3) 美馬市暴力団排除条例(平成 24 年美馬市条例第 33 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であるもの又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (4) 美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱(平成 17 年告示第 62 号)に基づく指名停止措置を受けているもの
 - (5) 市税を滞納しているもの
 - (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの

(対象事業の要件)

第 6 条 暫定使用できる事業の内容は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 市民や利用者のサービス及び利便性の向上に資するものであること
- (2) 市の財政負担を伴わないものであること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する内容の事業は、対象外とする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
 - (2) 騒音、振動又は臭気等により、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 政治的又は宗教的な活動に該当するもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動に該当するもの
 - (5) 青少年に有害な影響を与える物販又はサービス提供
 - (6) その他市長が不相当と判断するもの

様式第 7 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

美馬市長



行政財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用については、次のとおり許可します。

使用を許可する施設	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設
	所在地	美馬市脇町字西俣名 2 5 8 5 番 1 1
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
使用料金	円	
使用料納入方法	美馬市発行の納入通知書兼領収書による	
使用目的	美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設 トライアル・サウンディング事業に参加するため。	

<使用許可条件>

- (1) 使用財産については、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の規定を適用しないこと。
- (2) 使用期間中に公用若しくは公共用に供するため必要を生じたときは、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、この許可を取り消すことができること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、本市に対し補償を求めないこと。
- (3) 使用財産を他に転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 使用財産を目的外の使用に供し、又はその原形を変更してはならないこと。承認を受けて使用財産の原形を変更した場合においては、使用期間の終了又は許可の取消しのときにおいて原形に回復しなければならないこと。
- (5) 使用財産を故意又は重大なる過失により荒廃させ、損傷し、滅失し、その他使用許可の条件に違反する行為により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。ただし、原状に回復したときは、その損害の賠償を免除することがある。

美馬市長 様

(申請者)
住 所
氏 名
連絡先

行政財産使用許可事項変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用について、当該許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

使用許可を受けた 行政財産	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設
	所在地	美馬市脇町字西俣名 2 5 8 5 番 1 1
許可を受けた使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用目的及び理由	美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設 トライアル・サウンディング事業に参加するため。	
暫定使用する 事業の概要		
変更する内容		
変更する理由		

(添付書類)

- (1) 行政財産使用許可申請書の添付書類のうち、変更があった書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様

美馬市長



行政財産使用許可事項変更許可書

年 月 日付けで申請のありました夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用に係る変更については、次のとおり許可します。

使用に係る変更を許可する施設	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設		
	所在地	美馬市脇町字西俣名 2 5 8 5 番 1 1		
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
使用料金	納付額		変更額	
	過不足額			
使用料納入方法	美馬市発行の納入通知書兼領収書による			
変更内容				

<使用許可条件>

- (1) 使用財産については、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の規定を適用しないこと。
- (2) 使用期間中に公用若しくは公共用に供するため必要を生じたときは、又は許可条件に違反する行為があると認めるときは、この許可を取り消すことができること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、本市に対し補償を求めないこと。
- (3) 使用財産を他に転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 使用財産を目的外の使用に供し、又はその原形を変更してはならないこと。承認を受けて使用財産の原形を変更した場合においては、使用期間の終了又は許可の取消しのときにおいて原形に回復しなければならないこと。
- (5) 使用財産を故意又は重大なる過失により荒廃させ、損傷し、滅失し、その他使用許可の条件に違反する行為により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。ただし、原状に回復したときは、その損害の賠償を免除することがある。

年 月 日

様

美馬市長



行政財産使用取消通知書

年 月 日付け 第 号で許可した夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用については、次のとおり使用許可を取り消したので、通知します。

使用に係る変更を許可する施設	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設		
	所在地	美馬市脇町字西俣名 2 5 8 5 番 1 1		
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
使用料金	全額		既納額	
使用許可を取り消す理由				

(教示)

不服の申立て等

- (1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、美馬市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、美馬市を被告として(訴訟において美馬市を代表する者は美馬市長となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

年 月 日

美馬市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

行政財産使用取消届

年 月 日付け 第 号で許可を受けた夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用については、次のとおり使用を取り消したいので、申請します。

使用許可を受けた 行政財産	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設		
	所在地	美馬市脇町字西俣名 2 5 8 5 番 1 1		
許可を受けた使用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
使用目的及び理由	美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設 トライアル・サウンディング事業に参加するため。			
暫定使用する 事業の概要				
使用料金	全額		既納額	
使用許可を 取り消す理由				

様式第12号（第9条関係）

年 月 日

美馬市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

暫定使用実績報告書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた美馬市夏子農林水産物直
売・食材供給施設の使用について、次のとおり実績報告書を提出します。

事業の名称	
事業の実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
施設の利用者数	人（延べ）
実施内容	
事業の 収益性・採算性	※収支報告等、事業の所感を記載してください。

把握した市民のニーズ	
施設利用上の問題	
事業の実施にあたって 施設に必要な設備、 機能、条件等	
今後の利活用の可能性	
要望・その他	

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

美馬市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

連絡先

行政財産使用料減免申請書

年 月 日付け 第 号で許可を受けた夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用について、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用許可を受けた 行政財産	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設
	所在地	美馬市脇町字西俣名2585番11
許可を受けた使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用目的及び理由	美馬市夏子農林水産物直売・食材供給施設 トライアル・サウンディング事業に参加するため。	
暫定使用する 事業の概要		
減免申請の理由		

様式第14号（第10条関係）

年 月 日

様

美馬市長



行政財産使用料減免許可書

年 月 日付で申請のありました夏子農林水産物直売・食材供給施設の使用料の減免については、次のとおり許可します。

使用に係る変更を許可する施設	名 称	夏子農林水産物直売・食材供給施設		
	所在地	美馬市脇町字西俣名2585番11		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用料金	正規使用料		減免申請額	
	算定使用料			
減免申請の理由				